第二十七条　法第二十六条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十八条　法第三十六条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十九条　法第三十八条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第三十条　法第四十五条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第三十一条　法第四十七条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成（資質の向上を図るための講習の期間）

第三十二条　法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理員に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理員に選任されている者が法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理員に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一　［略］

二　エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十三条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

第二十七条　法第二十五条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第二十八条　法第三十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第二十九条　法第三十六条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第三十条　法第四十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第三十一条　法第四十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成（資質の向上を図るための講習の期間）

第三十二条　法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項又は第四十四条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理員に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理員に選任されている者が法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項又は第四十四条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理員に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一　［略］

二　エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項又は第四十四条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者